

唱詞があつたが傳はらない。

チリコジキ 散乞食 ↓コジキ 乞食。

チリコモノナリ 散小物成 ↓コモノナリ 小物成。

チリサンヨウキキ 散算用聞 金澤町會所の吏。安永三年八月金屋九郎兵衛・紙屋庄三郎二人が、當時無商賣であつた爲、合力として散算用聞を命ぜられたことがある。

チリチトリ ちりちとり 一册。序は嘉永壬子冬加陽白根之黨聚臺。板元不明。嘉永五年十月朔日俳人梅室逝去し、同月廿九日に金澤慶覺寺で張行した追善脇起百韻、及び三七日槐庵、四七日白陽齋、五七日十梅園、六七日開辛亭、同日開亭、七七日十丈園、たち日鳥聚臺に於ける各脇起附合を集めたものである。

チリハマ 千里濱 ↓チリハマ 塵濱。

チリハマ 塵濱 羽咋郡邑知院内羽咋正院に屬する部落。名義は、羽咋村の散り濱の意であらう。元祿五年の柞原集に、『能州行脚の頃、塵濱に立ぬ日もなしうら千鳥 句空』とあり、能登名跡志に『塵濱村とあれども無高の所なり。獵師迄也。』と見える。昭和二年塵濱の文字を千里濱に改めた。

チリハマノワタシ 塵濱ノ渡 羽咋郡塵濱領に於ける羽咋川の渡舟である。寶曆の書上に、『塵濱村領寛文七年より渡舟被命。渡守貳人、給銀一人八拾目宛、外に居屋敷五十歩宛、渡舟・拾等之人用銀共賜之。』とある。

チリブクロ ちりぶくろ 四册。南無庵大夢手記。明治三年に成る。この書は大夢が七十七歳の時、自作の發句千餘章を季題別に整理したものである。

チリヤクサイキヨ 散役裁許 御扶持人十村の兼役で、散小物成徴收の事務を行ふ場合にこの名目がある。

チリユウザツチヨ 癡龍雜著 一册。癡龍富田景周の詩文和歌及び考證類を集めたものである。

チンウチ 亭氏 江沼郡瀬越浦の舊家で、世々船載許の職に當つた。寛永十六年前田利治が大聖寺藩に入部の頃之を命ぜられ、その條目は延寶四年に下付せられ、同六年に追加せられ、元祿二年と安永五年とに改められて明治に至つた。

チンカサイ 鎮火祭 藩政時代に、農村に於いて鎮火祭を行ふものは、その部落に最近の火災ありたる日に於いてするものが多く、亦それに拘らず春秋二季に於いてするものもあつた。

チンキンボリ 沈金彫 ↓ワジマシツキ 輪島漆器。

チンザンゲンシヨウ 珍山源照 曹洞宗の僧。加賀の人。淨住寺の可鏡鏡西に投じて出家し、可鏡の寂後遺命を受けて瑩山紹瑾の弟子となり、元亨三年八月廿七日入室して孟衣を傳承し、越中に至つて信光寺を創立し、瑩山を開山として自ら二代となつた。寂年及び詳を缺く。

チンジユイン 椿樹院 加賀藩主第十二代前田齊廣の子郁姫の法號。詳しくは椿樹院從實有郁大姉。

チンゼンロク 陳善錄 ↓アシヨウウオヤ ワ 亞相公御夜話。

チンユウ 珍祐 頓圓鸞藝の子越前藤島超勝寺如達玄慶の長子。童名尊壽。初め法名祐

玄。諱は慶惠、一に慶惠に作り、寶曆坊と稱した。加賀栗津保長久寺染王院道忠僧都に學び、文安四年山上郷徳久地内西山の淨徳寺二代に住して西山殿と呼ばれ、後鶴川に移り、永正元年十二月三日寂、七十三歳。淨徳寺は今の金澤蛤坂町常徳寺である。

ツイ

ツイナ 追儼 追儼は立春の前日節分の夕に行はれる。藩政時代に、年内立春の年は、節分の當日城代以下定番馬廻頭等が、熨斗・麻上下を着して七時半頃までに登城し、若し新年にあれば服紗小袖・麻上下を用ひた。年男は常に熨斗・長上下であり、その他の關係者は服紗小袖・麻上下であつた。日暮に至り、御横目から儀式開始の報ある時、年男たる會所奉行は臺所に出で、土地之間に於いて輿力から枡に盛つた炒大豆を受取り、同心小頭をして之を捧げしめ、御次から内は坊主に運ばせる。城代・定番馬廻頭・留守居物頭・定番馬廻番頭等之と伴ひ、坊主小頭は手燭を携へて先導する。炒大豆を撒く各室は、御居間・同二之間・御膳所・奥書院上段・小書院上段・大廣間上段・表式臺・柳之間及び臺所である。豆撒の終つた時は、年男臺所に於いて別に輿力から炒大豆を受取り、坊主をして城代等の前に運ばしめ、城代以下坊主頭に至るまでそれを頂戴する。次いで年男は城代から綿二把を賞賜せられ、土地之間で吸物・取香・酒の饗應と炒大豆を受け、臺所奉行も同所でも炒大豆を頂戴した。

豆を頂戴した。  
(一)民間の式—神社又は武家でも追儼の式が擧げられた。武家では炒大豆を枡に盛つたまま箕に入れ、又は三方に載せて、年男たる若黨がそれを捧げ、家人の一人は禮装して燭を秉り先導し、各室に於いて『福は内』と二聲呼び、年男は『鬼は外』というて悪方に向かうて撒き、その餘剩を家長に呈し、年男は祝儀を受けた。但し藩士にして千五百石を領する富永氏では『福は内、鬼は内』と呼び、又或家では炒大豆を撒く間に、若黨の一人が『赤頭に候』と叫びながら庭前を馳せ廻る所もあつた。赤頭は能樂で鬼畜の戴くものである。間燈を點し、福茶を飲むことは年越の夜と同じく、晩食には塩藏した鴨の吸物を添へる慣習があつた。厄拂ひの山伏は、夜に入ると鈴を鳴らして來り、呼び入れると除災の祈禱を行つた。

ツイホウ 追放 藩政時代に、士人たる町人たると併偲たるを問はず、領外に犯罪者を追ふをいうた。その領國にのみ入るを許さぬを御領國追放、領國のみならず江戸・京大坂に入らしめぬを三ヶ所御構追放と稱する。元祿六年單に追放といふは、三ヶ所御構追放なることを定めた。又享保七年二月幕府は諸藩に凶悪の徒を領外に追放するを禁じ、唯關靜によつて互に傷つき、又は士人にして追放するの便なる場合にのみ之を許した。因つて加賀藩は同五月、三ヶ所御構追放を嚴重可被仰付者といひ、御領國追放を急度可被仰付者と名づけ、實刑は禁牢を以て之に代へることとし、翌十五年八月また前者を三ヶ所御構追放代刑と稱して禁牢三ヶ年を命じ、後者を御